

第 4 章

分類項目名及び内容説明

G 農林漁業の職業

農作物の栽培・収穫の作業、家畜・家きん（禽）・その他の動物の飼育の作業、林木の育成・伐採・搬出の作業、水産動植物の捕獲・採取・養殖の作業、およびその他の農林漁業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 46 農業の職業
- 47 林業の職業
- 48 漁業の職業

46 農業の職業

農作物の栽培・収穫の作業、家畜・家きん（禽）・その他の動物（水産動物を除く）の飼育の作業、および農業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 461 農耕作業員
- 462 養畜作業員
- 463 植木職、造園師
- 469 その他の農業の職業

G 461 農耕作業員

穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 461-01 稲作・畑作作業員
- 461-02 園芸・工芸作物栽培作業員
- 461-03 きのこと栽培作業員
- 461-04 ハウス野菜栽培作業員
- 461-99 他に分類されない農耕作業員

461-01 稲作・畑作作業員

穀物・野菜・いも類・豆類・その他の稲作・畑作の作物の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

ただし、ビニールハウス・温室において野菜の栽培・収穫の作業に従事するもの[461-04]を除く。

なお、農作物を選別する作業にもっぱら従事するものは、[781-03、781-99]に分類する。

- いも類栽培作業員、雑穀栽培作業員、水稻栽培作業員、豆類栽培作業員、野菜栽培作業員
- × ハウス野菜栽培作業員 [461-04]、青果選別作業員 [781-03]、いも類選別作業員 [781-99]

461-02 園芸・工芸作物栽培作業員

果樹・花き・植木・茶・たばこ・い草・その他の園芸・工芸作物の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

ただし、きのこの栽培・収穫の作業に従事するもの [461-03] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)ビニールハウス・温室において野菜の栽培・収穫の作業に従事するもの [461-04]

(2)園芸・工芸作物を選別する作業にもっぱら従事するもの [781-03、781-99]

- い草栽培作業員、植木栽培作業員、花き栽培作業員、果樹栽培作業員、芝栽培作業員、たばこ栽培作業員、茶栽培作業員
- × きのこと栽培作業員 [461-03]、ハウス野菜栽培作業員 [461-04]、みかん選別作業員 [781-03]、茶葉選別作業員 [781-99]

461-03 きのこと栽培作業員

原木または菌床を用いて、きのこの栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

なお、きのこを選別する作業にもっぱら従事するものは、[781-99]に分類する。

- えのきだけ栽培作業員、きのこ類製造作業員（工場生産）、椎茸栽培作業員、舞茸栽培作業員、マッシュルーム栽培作業員
- × きのこと選別作業員 [781-99]

461-04 ハウス野菜栽培作業員

ビニールハウス・温室において、野菜の栽培・収穫などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)露地野菜の栽培・収穫の作業に従事するもの [461-01]

(2)野菜を選別する作業にもっぱら従事するもの [781-03]

- 温室野菜栽培作業員、そ菜栽培作業員（ハウス栽培）
- × 露地野菜栽培作業員 [461-01]、野菜選別作業員 [781-03]

461-99 他に分類されない農耕作業員

種苗の栽培、農園の管理、その他 461-01～461-04 に含まれない農耕の作業に従事するものをいう。

- 椎茸種駒製造作業員、種苗栽培員（農業）、植物園栽培係員、農園管理人、農耕用トラクター運転手、もやし製造作業員（工場生産）

462 養畜作業員

家畜の飼育・繁殖・搾乳などの作業、家きん（禽）の飼育・繁殖・採卵などの作業、およびこれらに類似の作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)愛がん（玩）用動物を飼育する作業に従事するもの
- (2)動物園・研究室などにおいて動物を飼育する作業に従事するもの

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 462-01 肉牛・乳牛飼育作業員
- 462-02 養豚作業員
- 462-03 養鶏作業員
- 462-04 動物飼育係
- 462-05 きゅう務員
- 462-06 養蚕作業員
- 462-99 他に分類されない養畜作業員

462-01 肉牛・乳牛飼育作業員

牛舎・放牧場において、肉牛の飼育・繁殖、乳牛の飼育・繁殖・搾乳、牛舎の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

- 搾乳作業員、肉牛飼育作業員、乳牛飼育作業員、酪農作業員、酪農ヘルパー

462-02 養豚作業員

養豚場において、豚の飼育・繁殖、豚舎の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

- 豚舎作業員、豚飼育管理作業員、養豚場作業員

462-03 養鶏作業員

養鶏場において、鶏の飼育・繁殖・採卵、鶏舎の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

- 鶏舎作業員、集卵作業員（養鶏場）、鶏飼育管理作業員、ブロイラー飼育作業員

462-04 動物飼育係

動物園・研究室などにおいて、動物の飼育・繁殖などの作業に従事するものをいう。

なお、動物の繁殖の作業にもっぱら従事するものは、[462-99]に分類する。

- 愛がん用動物飼育作業員、研究用動物世話係、実験動物飼育係、動物園飼育係
- × 動物繁殖作業員 [462-99]、ブリーダー [462-99]

462-05 きゅう務員

競馬場・乗馬クラブなどにおいて、馬の飼育、馬房の清掃・管理などの作業に従事するものをいう。

なお、馬を調教する仕事に従事するものは、[249-07] に分類する。

- 競走馬飼育作業員、種馬飼育作業員
- × 馬調教師 [249-07]

462-06 養蚕作業員

蚕の飼育、まゆ（繭）の収穫、蚕種の製造・ふ（孵）化などの作業に従事するものをいう。

- 蚕飼育員、蚕種製造作業員、収繭作業員

462-99 他に分類されない養畜作業員

動物の繁殖、蜜蜂の飼育、その他 462-01～462-06 に含まれない養畜の作業に従事するものをいう。

- 動物繁殖作業員、ブリーダー、牧場作業員、養蜂作業員
- × 犬訓練士 [249-07]

463 植木職、造園師

植木の植え込み・手入れなどの作業に従事するもの、および庭園の築造などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)庭園を設計する仕事にもつぱら従事するもの[092]
- (2)植木を栽培する作業にもつぱら従事するもの[461]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 463-01 植木職**
- 463-02 造園師**
- 463-98 植木職見習、造園師見習**

463-01 植木職

植木の植え込み・手入れなどの作業に従事するものをいう。

なお、植木を栽培する作業にもつぱら従事するものは、[461-02]に分類する。

- 植木屋、庭木屋
- × 植木栽培作業員[461-02]

463-02 造園師

庭園の築造などの作業に従事するものをいう。

公園・ゴルフ場などにおいて、芝の植付け作業に従事するものを含む。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)造園工事に伴う土木作業にもっぱら従事するもの[731-01]

(2)公園・ゴルフ場などにおいて芝刈り・散水などの作業に従事するもの[789-01]

- ゴルフ場芝植付作業員、芝植付作業員（造園業）、造園技能士、築庭作業員、庭師
- × 造園土木作業員[731-01]、公園整備員[789-01]、ゴルフ場整備員[789-01]

463-98 植木職見習、造園師見習

植木職の見習、および造園師の見習であるものをいう。

- 植木職（見習）、造園師（見習）

469 その他の農業の職業

装てい（蹄）の作業、農業用水の管理、その他 461～463 に含まれない、農業および農業類似の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

469-99 その他の農業の職業

469-99 その他の農業の職業

装てい（蹄）の作業、農業用水の管理、その他 461～463 に含まれない、農業および農業類似の作業をいう。

- 装てい師、農業用水管理員、農薬散布作業員

47 林業の職業

林木の育成・伐採・搬出などの作業、および林業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 471 育林作業員
- 472 伐木・造材・集材作業員
- 479 その他の林業の職業

471 育林作業員

地ごしらえ、山林苗木の植付け、下刈り、枝打ちなどの育林作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 471-01 地ごしらえ・植林作業員
- 471-02 下刈・枝打作業員
- 471-99 他に分類されない育林作業員

471-01 地ごしらえ・植林作業員

植林予定地の伐採・除草・耕うん（耘）・整地の作業に従事するもの、および苗木の搬入・植え付け、施肥の作業に従事するものをいう。

なお、山林苗木を栽培する作業に従事するものは、[479-99]に分類する。

- 山林苗木植付作業員、林業地ごしらえ作業員
- × 山林苗木栽培作業員[479-99]

471-02 下刈・枝打作業員

苗木周辺の除伐・除草の作業に従事するもの、および生育した林木の下枝・枯枝の切り落しの作業に従事するものをいう。

なお、山林病虫害の防除の作業に従事するものは、[479-99]に分類する。

- 山林枝打作業員、山林下刈作業員、除伐作業員
- × 山林病虫害防除作業員[479-99]

471-99 他に分類されない育林作業員

林木の計測の作業、その他 471-01 および 471-02 に含まれない育林の作業に従事するものをいう。

- 林木計測作業員、雪起作業員

472 伐木・造材・集材作業員

伐木の作業に従事するもの、測尺・枝払い・皮はぎなどの造材の作業に従事するもの、および伐採された原木を集め、山元土場まで搬出する作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)製炭・製薪の原木を伐採する作業に従事するもの[479]

(2)集材機などの荷役機械の運転にもっぱら従事するもの[699]

なお、原木を製材する作業に従事するものは、[506、561]に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

472-01 伐木・造材・集材作業員

472-01 伐木・造材・集材作業員

伐木の作業に従事するもの、測尺・枝払い・皮はぎなどの造材の作業に従事するもの、および伐採された原木を集め、山元土場まで搬出する作業に従事するものをいう。

ただし、以下のものを除く。

(1)製炭・製薪の原木を伐採する作業に従事するもの[479-03]

(2)集材機などの荷役機械の運転にもっぱら従事するもの[699-99]

なお、原木を製材する作業に従事するものは、[506-01、561-01]に分類する。

○ 運材作業員、間伐作業員、集材作業員、造材作業員、伐木作業員

× 炭材伐採作業員[479-03]、薪材伐採作業員[479-03]、製材設備制御・監視員[506-01]、製材工[561-01]、集材機械操作員[699-99]

479 その他の林業の職業

山菜・うるし（漆）等の採取、山林の監視、製炭・製薪、その他 471 および 472 に含まれない、林業および林業類似の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

479-01 山菜・うるし等採取作業員

479-02 山林監視員

479-03 製炭・製薪作業員

479-99 他に分類されない林業の職業

479-01 山菜・うるし等採取作業員

山林において、山菜・うるし（漆）などを採取する作業に従事するものをいう。

○ うるし採取作業員、きのこ採取作業員、特用林産物採取作業員、まつたけ採取作業員、わらび採取作業員

479-02 山林監視員

山林を巡視し、林木・苗木の保護・監視、盗伐・火災・病虫害の警戒および防止の作業に従事するものをいう。

- 山林管理人、山林保安係員、山林見回り作業員

479-03 製炭・製薪作業員

炭がまの築設、製炭原木の伐採、かま詰め、焼上げ、俵詰めなどの作業に従事するもの、および製薪原木の伐採、割り、結束などの作業に従事するものをいう。

- 炭焼作業員、薪割作業員

479-99 他に分類されない林業の職業

林業種苗の栽培、山林病虫害の防除、その他 479-01～479-03 に含まれない、林業および林業類似の作業をいう。

- 山林苗木栽培作業員、山林病虫害防除作業員、種苗栽培作業員（林業）、狩猟員、鳥獣保護員、動物捕獲作業員

48 漁業の職業

河川・湖沼・海洋などの水域において、自然繁殖している水産動植物を採捕する作業、人工的に水産動植物を育成、収穫・採取する作業、および漁業類似の作業ならびにこれらに関連する作業をいう。

採捕・収穫・採取の延長作業としての簡単な加工作業を含む。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 481 漁労作業員
- 482 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
- 483 海藻・貝類採取作業員
- 484 水産養殖作業員
- 489 その他の漁業の職業

481 漁労作業員

海面・海中および内水面において、水産動物を採捕する作業に従事するものをいう。
漁船に乗り組んで漁労作業に従事する甲板部員を含む。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 481-01 海面漁労作業員
- 481-02 漁船甲板員
- 481-03 内水面漁労作業員

481-01 海面漁労作業員

海面・海中において、水産動物を採捕する作業に従事するものをいう。

ただし、漁労船に乗り組んで漁労作業に従事する甲板部員[481-02]を除く。

- 沿岸漁業者、地びき網ひき作業員、潜水漁師、定置網漁師
- × 漁船甲板員[481-02]

481-02 漁船甲板員

漁船に乗り組んで、漁網・はえ縄などの漁具の設置・引き上げ、漁獲物の仕分け・解体・保管などの作業に従事するものをいう。

以下のものを含む。

- (1)漁獲作業を指揮・監督する漁労長
- (2)漁労作業に従事する機関部員

なお、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は、[482-01]に分類する。

- いか釣り漁師、漁船乗組員、漁労船機関部員、漁労船操舵手、漁労長、刺網漁師、敷網漁師、底引き網漁師、はえなわ漁師、巻網漁師

- × 漁労船船長[482-01]、漁労船航海士[482-01]、漁労船機関長[482-01]、漁労船機関士[482-01]

481-03 内水面漁労作業員

淡水・汽水の湖沼、河川において、水産動物を採捕する作業に従事するものをいう。

- あゆ漁師、鵜匠、うなぎ漁師、川魚漁師、投網漁師、内水面漁師

482 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船の運用・航海、船体の保全、機関の運転・保全などの作業に従事するものをいう。
なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船の無線通信設備を操作する仕事にもっぱら従事するもの[246]
- (2)漁労船において料理をつくる仕事にもっぱら従事するもの[391]
- (3)母船、工船、漁獲物運搬船、漁業調査船、漁業練習船などの船長・航海士・機関長・機関士[671～673]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

482-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

482-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士

漁労船の運用・航海、船体の保全、機関の運転・保全などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)漁労船の無線通信設備を操作する仕事にもっぱら従事するもの[246-01]
 - (2)漁労船において料理をつくる仕事にもっぱら従事するもの[391-99]
 - (3)母船、工船、漁獲物運搬船、漁業調査船、漁業練習船などの船長・航海士・機関長・機関士[671～673]
- 漁労船機関士、漁労船機関長、漁労船航海士、漁労船船長
- × 漁労船無線通信士[246-01]、漁船司厨員[391-99]、母船船長[671-99]、工船航海士[672-01]、漁獲物運搬船機関長[673-01]、漁業調査船機関士[673-01]

483 海藻・貝類採取作業員

天然の海藻・貝類を採取する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

483-01 海藻・貝類採取作業員

483-01 海藻・貝類採取作業員

天然の海藻・貝類を採取する作業に従事するものをいう。

- うに採取作業員、昆布採取作業員、しじみ採取作業員、水産あま（海女・海士）、のり採取作業員
- × 貝類養殖作業員[484-02]、のり養殖作業員[484-04]

484 水産養殖作業員

海水・淡水において、水産動植物を養殖・収穫・採取する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 484-01 魚類養殖作業員
- 484-02 貝類養殖作業員
- 484-03 真珠養殖作業員
- 484-04 のり・わかめ等養殖作業員
- 484-99 他に分類されない水産養殖作業員

484-01 魚類養殖作業員

海水・淡水において、稚魚の育成、生け簀・養殖池への放流、給餌、水質・水温の測定、病害の予防、収穫などの作業に従事するものをいう。

- うなぎ養殖作業員、金魚養殖作業員、鯉養殖作業員、たい養殖作業員、はまち養殖作業員、ふぐ養殖作業員

484-02 貝類養殖作業員

海水・淡水において、稚貝の育成、沖出し、水質・水温の測定、病害の予防、引き揚げ、殻む（剥）きなどの作業に従事するものをいう。

なお、真珠の養殖作業に従事するものは、[484-03]に分類する。

- かき養殖作業員、しじみ養殖作業員、帆立貝養殖作業員
- × 真珠養殖作業員[484-03]

484-03 真珠養殖作業員

海水・淡水において、母貝の育成、核入れ、沖出し、水質・水温の測定、病害の予防、引き揚げ、珠出しなどの作業に従事するものをいう。

- 真珠筏管理員、真珠核入作業員、真珠玉入作業員、養殖真珠貝掃除作業員

484-04 のり・わかめ等養殖作業員

のり（海苔）の育成・摘採、わかめの育成・採取などの作業に従事するものをいう。

- 昆布養殖作業員、のり養殖作業員、わかめ養殖作業員

484-99 他に分類されない水産養殖作業員

水族館における魚類の飼育、釣餌の養殖、その他 484-01～484-04 に含まれない水産動物を養殖する作業に従事するものをいう。

- ごかい養殖作業員、水産試験場飼育作業員、水族館養魚作業員、すっぽん養殖作業員

489 その他の漁業の職業

漁場の監視、その他 481～484 に含まれない、漁業および漁業類似の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

489-99 その他の漁業の職業

489-99 その他の漁業の職業

漁場の監視、その他 481～484 に含まれない、漁業および漁業類似の作業をいう。

- 漁場監視員、魚類水揚作業員、釣餌採取作業員